

## 不発弾爆発事故及び処理等に関する意見書

太平洋戦争末期の沖縄戦において、沖縄県土に打ち込まれた砲弾は約20万トン以上と言われ、県土は焦土と化し、現在においても約1万トンが不発弾として残っていると推測されている。

去る1月14日、糸満市小波蔵の水道管敷設工事現場において、米国製爆弾と思われる不発弾爆発事故が発生し、重機で堀削作業をしていた建設作業員が重傷を負い、近くの老人ホームも爆風により窓ガラス等も割れ、施設入所者が負傷した。

またしても不発弾爆発事故の惨事が発生し、不発弾があるが故の爆発事故であり、沖縄県民は地中等に潜む不発弾の恐怖から逃げられない現実にある。

不発弾爆発事故は、これまで県内各地で多数発生しており、戦後63年を経過した今日でも、県内各地において不発弾が発見され、その処理が行われている。不発弾の完全撤去まで80年余も掛かると言われている。

沖縄戦の遺物である不発弾の処理は、戦後処理の一環であり県民の生命・財産を守る観点からも、公共・民間工事を問わず、磁気探査を含め国の全面的な責任において早急を実施されるべきである。

よって、北谷町議会は、不発弾処理を国の戦後処理事業として位置付け、下記の事項について適切な措置を早急に講ずるよう強く要望する。

### 記

- 1 沖縄県における不発弾処理は、公共・民間工事を問わず、磁気探査を含め国の全面的な責任において実施すること。
- 2 事故の再発防止対策を早急に講ずるとともに、不発弾を早期に完全処理すること。
- 3 不発弾爆発事故の被災者に対し、国の責任において速やかに補償を行うとともに、補償制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月23日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 防衛大臣  
内閣官房長官 内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）